

奈良県告示第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、蔵之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年七月十八日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	荻田 勝司	天理市蔵之庄町五四九
〃	山口 善弘	〃 二三五―三
〃	山口 芳嗣	〃 二三五
〃	山口 隆章	〃 五三五―二
〃	山口 嘉史	〃 四九三
〃	岡村 幸代	〃 二三六―一
〃	山口 恵司	〃 二二〇
〃	山口 裕史	〃 二二六
監事	倉嶋 純一	〃 四五―四
〃	松田 勉	〃 五三〇―一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	山口 芳嗣	天理市蔵之庄町二三五
〃	橋和田 善孝	〃 四九九
〃	山口 嘉史	〃 四九三
〃	倉嶋 誉英	〃 五三二
〃	大庭 良嗣	〃 二八二―二
〃	喜多 良和	〃 五三七
〃	馬場 繁子	〃 二三一
〃	橋和田 宏昭	〃 二二四
監事	倉嶋 純一	〃 四五―四
〃	松田 勉	〃 五三〇―一五